

## 下関市印刷物製造請負契約低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13の規定により準用される場合を含む。以下同じ。）の規定の適用要否を判断するための調査で総務部契約課が事務を担当する印刷物の製造請負契約（以下「印刷物調達契約」という。）に係る取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領の適用対象は、競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）により締結する印刷物調達契約とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 前条の規定により適用対象である契約（以下「対象契約」という。）の競争入札を執行しようとする場合において、低入札価格調査を行う基準とする価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

調査基準価格 = 入札平均価格（入札価格の低い順の入札参加者5者の当該入札価格を平均した額）× 0.70

(注)

- (1) 調査基準価格及び入札平均価格は、千円未満切捨てとする。
- (2) 入札参加者が5者未満の場合は、すべての入札価格を平均した価格を入札平均価格とする。
- (3) 予定価格を超える入札価格は、入札平均価格の算出対象から除外する。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、対象契約に係る競争入札（以下「対象競争入札」という。）を行おうとするときは、当該対象契約が低入札価格調査の対象である旨を、下関市契約規則（平成21年規則第29号）第4条第1項の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知において明らかにしておかなければならない。

(入札の執行及び調査の対象)

第5条 市長又は市長から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者（以下「契約担当者」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「落札候補者」という。）の入札価格が調査基準価格未満であるときは、当該落札候補者（以下「調査対象者」という。）について低入札価格調査を実施しなければならない。この場合において、入札執行者は、調査基準価格未満の入札があり、低入札価格調査を行うため、落札決定を保留し、当該入札を終了する。

（低入札価格調査の実施）

第6条 契約担当者は、入札終了後、調査対象者に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、次に掲げる事項により調査する。

- (1) 当該入札価格で入札した理由
- (2) 当該入札価格の内訳
- (3) 主な納品予定受注契約
- (4) 類似印刷物の主な履行実績

2 契約担当者は、調査対象者に対し、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日から2日以内に、低入札価格調査表（様式第1号。以下「資料」という。）を提出するよう求めるものとする。

3 調査対象者が提出期限までに資料を提出しない場合、提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合は、入札を無効とするものとする。

（判断基準）

第7条 低入札価格調査において、調査対象者を落札者とする判断の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 企業努力による適正な積算に基づく入札価格による公正な価格競争の結果であること。
- (2) 外注費の比率が入札価格の50%未満であること。
- (3) 入札価格の内訳書に違算がなく、その合計額と入札価格が同一であること。

(4) 労働条件の悪化等の懸念がないこと。

(5) 社会通念上正常な取引の関係がゆがめられることとならないこと。

(落札者の決定等)

第8条 契約担当者は、前条の判断基準等により審査し、当該調査対象者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、当該調査対象者を落札者として決定する。

2 前項の審査において、当該調査対象者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないと認められたときは、令第167条の10第1項の規定を適用し、当該調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。ただし、次順位者が調査対象者に該当する場合は、この要領による低入札価格調査に関する規定を適用する。

3 前項のただし書の規定による調査の結果、次順位者を落札者として決定しなかった場合は、落札者が決定するまで、順次、この要領による手続きを行うものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第9条 契約担当者は、落札者として決定した者に対しては落札者として決定した旨を、落札者以外の入札者に対しては、決定の結果を通知しなければならない。

2 契約担当者は、前項の決定の内容を下関市のホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか低入札価格調査について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 低入札価格調査表

入札者 所在地又は住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

案件名 \_\_\_\_\_

入札価格 \_\_\_\_\_

1 当該入札価格により入札した理由

2 入札価格の積算

入札価格(人件費込)の内訳

左表のうち人件費

内 訳	DTPパーツ作成	円
	DTPメイクアップ	円
	文字・色校正	円
	刷版	円
	印刷	円
	製本加工	円
	用紙価格	円
	その他諸経費	円
上記以外で外注した額		円
小 計		円
売上利益		円
合 計		円

人 数	人
所 要 時 間	時間
人 件 費 計	円

3 主な納品予定受注契約

発注者	件名	納期	請負金額
			円
			円
			円

4 類似印刷物の主な履行実績

発注者	件名	納期	請負金額
			円
			円
			円